

## 第1回 PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会 議事録

【日 時】平成17年10月14日(金) 15:00 - 17:00

【場 所】仙台市役所本庁舎2階第4委員会室

【委 員】宮本和明(委員長)、金谷隆正(副委員長)、佐藤長英、美原 融、  
坪田忠宏、山内 晃、遠藤延安

### 【議事・報告概要】

#### <委員長挨拶>

- \*最初に、何名もの方が怪我をされており、ご本人とご家族にお見舞いを申し上げたい。
- \*我が国は地震や風水害が圧倒的に多く、本件で顕在化した安全性のリスク(問題となる出来事の発生とそれに伴う影響)について、適切なリスクマネジメント(リスク管理)を考えていく必要がある。
- \*PFIは行財政改革の有力な手段であり、今回の事件で「羹(あつもの)に懲りて膾(なます)を吹く」ことになってはいけない。ここでの議論は国内外に前例となる可能性もあることから、責任も重大であり、しっかりとした報告にまとめていきたい。

#### <経緯の確認>

- \*事故対策検討委員会の報告に基づき、事務局より経緯を報告した。

#### <議論の進め方>

- \*この委員会は、施設の安全性に着目したリスクマネジメントを主なテーマとして議論する。
- \*本件はPFI事業でなくとも起こりうる事象であり、本件をもってPFI方式の有効性を否定することは適切でないと考える。
- \*公共サービスを利用する市民の立場で、安全性に求められるもの、市民が期待するものを中心に、問題を整理していく。
- \*官民連携の今後のあり方や発展を見据えて議論し、論点を整理する。

#### <議論の内容>

##### 公共の責任について

- \*PFI事業は公共の費用負担で行われる公共事業であることに変わりはなく、公共には当然一定の責任が存在する。また国家賠償法上の取り扱いについても検討する必要がある。
- \*一方でPFI事業の本来の趣旨として、事業の根幹以外の細部にまで公共が指示・関与すべきではない、という考え方もある。
- \*以上の諸点を踏まえて、公共が何を、どこまで行うことが適切か、具体的な関与のあり方を考察する必要がある。

#### 施工の確認のあり方について

- \* 施工段階において公共が事業者側の施工状況を確認する際には、「市民利用の安全性」と「仕様への準拠性」を中心に確認することが重要である。このため、公共側の立場に立った、中立的な第三者による施工管理、コンストラクション・マネジメントも、検討する必要がある。
- \* 設計から施工までに多様な主体が複雑に関与することから、情報伝達のミスや誤解を生じるリスクをゼロに近づける工夫が必要であると考ええる。

#### 不可抗力の定義と対応について

- \* 不可抗力事由の定義を明確にする必要がある。例えば、明確な数字による定義付けや、保険での引き受けの可能性、そして事業者負担とのバランス等の検討が必要である。
- \* 原因・責任を特定できないような場合における官民の対応のあり方についても検討する必要がある。

#### リスクマネジメント（リスク管理）について

- \* 事業者選定段階では、公共サービスとして求められる安全性確保のための基本的な解決策を提案させ、その妥当性を評価することも検討する必要がある。
- \* リスクマネジメントには、「問題となる出来事が起こらないようにする配慮」「出来事が起きたとしてもそのインパクト（影響）を極小化するような事前対策」、そして今回の場合、「市民や第三者に被害が及んだ場合には、迅速かつ適切な対応をとることができるようにする事前対策」の3つの視点が必要である。
- \* コンソーシアムの構成企業が多数で、同一業務を担う企業が複数の場合、責任の所在が曖昧になりがちなので、単一で責任を負う主体をはっきりさせておく必要がある。
- \* 契約の中に、市民のために安全性はどうあるべきか、市民が損害や被害を受けたときにどうなるかについて、新たな項目を設けて明示されていれば、非常に透明感の高い契約書になる。

#### 被災時等の対応措置の明確化について

- \* 事故や自然災害が生じた場合、被害者が出た場合の対応措置や手順を、マニュアルや契約書の中に、明確に決めておく必要がある。
- \* また、事故やトラブル発生後、市民に対する説明、PFI事業者との交渉等、市としてとるべき行動についても整理しておく必要があると思われる。

#### <今後のスケジュールについて>

次回以降、具体的な安全に関する論点を議論し、広い視野で仙台市の今後の取り組みに役立つような議論を行い、年度末を目指して最終報告を取りまとめる。